

## 親族内や従業員による 承継・M&Aによる第三者承継など 多角的なコンサルティングサービスを提供

公認会計士大川原正記事務所(静岡市葵区本通6-1-10)グループ

では、①税務対策②不動産や貸付金などオーナー所有資産の活用③企業統治や組織の見直し④金融債務や連帯保証の対策——という四つの切り口で、事業承継をトータルで解決するサービスを提供している。「親族内・従業員・第三者等どのような相手であっても、経営を効率良く、トラブルなく、スムーズに引き継げるように支援することが我々の役割。具体的には、税務面での自社株評価や不動産譲渡等の対策、貸付金や金融資産の換金化の検討、経営支配権や議決権比率の検討、新たな命令系統や組織の見直し、担保設定資産の活用や連帯保証に関する検討など、多角的に検討を行います。最終的な目標は、オーナーの思いを次世代に引き継ぎ、持続的に成長できる環境を整える『お手伝いをする』ことと語る。

一方、後継者がいないという企業は事業承継型M&Aにより、業況が厳しく抜本的な事業再生を行う場合には再生型M&Aにより、第三者への事業をスムーズに承継できるようサポートも行っている。株を売却し子



大川原正記 所長

会社化やグループ化してもらうためには、他の仲介機関と連携しての投資企業の探索、ストラクチャー(構造や手順)の検討、バリュエーション(株式評価・事業価値の算定)が必要となる。さらに交渉を代理して契約締結までのサポートや、従業員や取引先の対策まで支援が可能だ。このように同社では、親族内や従業員の承継、M&A(第三者承継)のどちらにも対応したサービスを提案できることを強みとしている。